

固定資産税・都市計画税の 納税通知書・課税明細書を発送します

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

▶税率

固定資産税は土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。

都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.3%の割合で課税されます。

▶納税通知書・課税明細書発送予定日

4月中旬頃

▶第1期納期限 5月7日(火)

▶問合せ 税務課 資産税係 (☎95-0148)

○次に該当するときはご連絡ください。

・課税明細書の内訳と平成31年1月1日現在の資産状況が異なるとき(平成30年中に取り壊した家屋が記載されているなど)

※非課税物件は課税明細書に掲載されません。

・納税通知書および納付書の住所、氏名に誤りがあるとき

・その他、疑問に思うとき



2019年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・ 固定資産課税台帳の閲覧について

▶問合せ 税務課 資産税係 (☎95-0148)

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は土地のみ、家屋のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧となります。

○縦覧

▶縦覧できるもの

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

▶縦覧できる期間 4月1日(月)～5月7日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▶縦覧場所 税務課

▶縦覧できる人

①市内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者

②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人

③納税者の委任を受けた代理人(委任状が必要)

▶持ち物 運転免許証等、本人であることを証明できるもの

※縦覧期間中は土地・家屋名寄帳兼課税台帳が無料で発行できます。

○閲覧

▶閲覧できるもの

土地・家屋・償却資産課税台帳

▶閲覧期間 4月1日(月)から

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日・年末年始の休日を除く)

▶閲覧場所 税務課(5月8日(火)からは市民課)

▶閲覧できる人

①市内に所在する土地・家屋・償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者

②納税義務者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人

③納税義務者の委任を受けた代理人(委任状が必要)

④土地・家屋に対して賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人は、当該権利の目的である固定資産の記載されている部分(賃貸借契約書等が必要)

⑤固定資産の処分をする権利を有する一定の人については、当該権利の目的である固定資産(当該権利を有することのわかるものが必要)

▶持ち物 運転免許証等、本人であることを証明できるもの

